

茨城県行政書士会 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長
(公 印 省 略)

盛土規制法に係る許可申請等手続きの徹底のお願い

日頃から、本県の建築行政の推進にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県においては令和 7 年 4 月 1 日に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）の規制区域を指定し、運用を開始したところであります。

これにより、規制区域内における一定規模以上の土地の形質の変更や一時的な土石の堆積（以下、「盛土等行為」という。）を行う場合には、許可申請等が必要となりました。

つきましては、貴団体に所属する会員等への周知をお願い申し上げますとともに、許可申請等の手続きにつきまして遺漏のないようお取り計らい願います。

送付資料

- ・盛土規制法パンフレット（国交省作成）
- ・盛土規制法第 21 条及び第 40 条の届出の概要及び届出に関する重要なお知らせ（県作成）

補足事項

令和 7 年 3 月 31 日までに盛土等行為を行っていて 4 月 1 日以降も継続する場合は、令和 7 年 4 月 22 日（規制区域の指定日から 21 日以内）までに盛土規制法第 21 条及び第 40 条の届出が必要となります。

建設業者等における碎石等資材置き場や、市町村条例に基づく土採取行為なども規制の対象となりますので、手続き漏れが無いよう十分ご留意願います。

参考

令和 7 年 1 月 28 日に開催しました事業者様向け説明会時の資料及び当日の説明動画を下記 URL に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/morido-setsumeikai.html>

【担当】

茨城県土木部都市局建築指導課
宅地 G 箕輪、鈴木、亀山
TEL 029-301-4732